

日本債券信用銀行の資産判定結果

(単位:億円)

	適	不適	回収済	合計
貸付金関連資産	40,481	38,346	2,387	81,214
(件数)	2,606	789	57	3,452
株 式	6,833	377	69	7,279
債券等その他の有価証券	7,220	730	5,494	13,444
動産・不動産	443	111	1	555
その他の資産	10,795	38	841	11,674
合 計	65,772	39,602	8,792	114,166
金融派生商品(想定元本ベース)	668,155	183	7,570	675,908

(注) 件数からは、住宅ローン、債券担保貸付、総合口座当貸を除く。

金融再生委員会委員長 柳沢 伯夫 殿

当株価算定委員会は、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第40条第1項に基づき、預金保険機構が取得した特別公的管理銀行である株式会社日本債券信用銀行の株式の平成10年12月17日公告時における対価の額を別添のように下記のとおりと決定したので、報告する。

記

- (1) 取得普通株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (2) 取得第二回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (3) 取得第三回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。
- (4) 取得第四回優先株式の対価の額は、1株当たり0円。

平成11年6月14日

株 価 算 定 委 員 会

委 員 長	落 合 誠 一
委員長代理	筒 井 義 郎
委 員	大 橋 正 春
委 員	鈴 木 豊
委 員	福 間 年 勝

(株)日本債券信用銀行に係る取得株式の対価算定の概要

平成 11 年 6 月 14 日

(注)本資料は株価算定委員会の同日付けの「株式会社日本債券信用銀行に係る取得株式の対価について」の概要を金融再生委員会事務局においてまとめたものである。

I 算定結果(取得株式の対価の額)

- 1 取得普通株式の対価の額 0 円
- 2 取得第二回優先株式の対価の額 0 円
- 3 取得第三回優先株式の対価の額 0 円
- 4 取得第四回優先株式の対価の額 0 円

II 算定理由

1 算定基準

公告時において日債銀を清算するものとして、すべての資産及び負債を評価した(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 40 条、同法施行規則第 17 条)。

2 主な資産に係る評価基準

(1) 貸出金等与信関連資産

金融再生委員会が行った資産判定の結果を踏まえ、回収可能性を考慮して下記のとおり評価する。

日債銀による保有は適当とされた資産	日債銀による保有は不適当とされた資産
原則として債務者区分毎に、過去の一年当たり貸倒実績率と対象債権の平均残存年数をもって算定した額を控除した額	正常先債権及び要注意先債権は担保等で保全されていない額の 50%を控除した額 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権は担保等で保全される額

(注)貸出金等与信関連資産とは、貸出金並びに貸出金と同様に債務者区分等の自

己査定の対象となる外国為替、貸付有価証券、未収収益、買入金銭債権、仮払金、未収金及び支払承諾見返をいう。

(注2)貸倒引当金、債権売却損失引当金は貸出金等与信関連資産の控除項目とした。

(2) 有価証券

区分	評価基準
① 時価及び時価相当額があるもの	時価及び時価相当額
② ①以外のうち日債銀が貸出を行っている者	貸出金の評価方式に準じて評価
③ ①以外のうち日債銀が貸出を行っていない者	原則として、 株式は純資産額 債券は額面額 その他は処分可能見込額等

(3) その他の資産項目

- ① 原則として、時価又は処分可能見込額等の把握が可能なものは当該価額をもって評価額とし、それ以外のものは帳簿価額をもって評価額とした。但し、帳簿価額による場合においても対象資産に含み損益がある場合は、当該損益を考慮して算定した。
- ② その他の資産項目のうちで帳簿価額と評価額の間で大きな異動があるものは、以下のとおりである。

イ 金銭の信託

ロ 動産不動産

ハ その他資産

(4) その他の主な留意事項

- ① デリバティブ取引については、時価会計が導入されている特定取引勘定分について時価評価するとともに、銀行勘定分についても時価評価を行っている。
- ② 税効果会計及び営業権については、清算するものとしての評価額の算定であることから、考慮していない。

3 主な負債に係る評価基準

(1) 債券

帳簿価額から、債券発行差金を控除した金額をもって評価額とする。

(2) その他の負債項目

原則として、帳簿価額をもって評価額とする。

4 純資産額の計算と取得株式対価の算定

(1) 以上の評価基準を前提として、公告時において日債銀が有する純資産額を算定すれば、△3,046,621百万円であり、日債銀は債務超過の状態にあったことになる。

なお、上記純資産額に影響を与え得る主な項目としては以下のものがあるが、これらを考慮しても日債銀が公告時に債務超過であった事実には変わりがない。

- ① ゴルフ場等の担保においては、評価額以上の回収が期待されるケースがあり得る。
- ② いわゆる関連会社に対する貸出金等与信関連資産については、担保等保全額以上の回収が期待されるケースがあり得る。
- ③ 海外資産については、譲渡可能価額、カントリーリスク等を考慮すると、評価額が下がることも考えられる。
- ④ 平成9年4月のクラウン・リーシング株式会社の破産をめぐって提起されている訴訟については、その判決の結果によっては、他の系列ノンバンク等に関係し今後提起されるかもしれない訴訟等によるものも含めて、損失が発生する可能性がある。

(2) 以上の結果、取得普通株式、取得第二回優先株式、取得第三回優先株式及び取得第四回優先株式のそれぞれの1株当たりの対価の額を0円と算定した。

(別添1)

日債銀の公告時のすべての資産及び負債の評価額並びに純資産額は、以下のとおりである。

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
貸出金等与信関連資産	4,324,872	債券	4,025,702
外国為替	14,569	預金	2,245,780
有価証券	1,247,549	譲渡性預金	444,420
金銭の信託	80,556	借入金	399,420
特定取引資産	523,837	特定取引負債	292,779
買入金銭債権	7,891	売渡手形	490,100
買入手形	33,200	コールマネー	1,163,500
コールローン	396,792	外国為替	190
現金預け金	279,829	その他負債	948,576
その他資産	398,034	退職給与債務	11,726
動産不動産	34,573	支払承諾	366,130
資産合計	7,341,702	負債合計	10,388,323
		純資産額	△3,046,621

(別添2)

継続企業の前提で算出された中間貸借対照表（平成10年11月24日、日債銀公表決算短信ベース(*1)）の純資産額と公告時の純資産額(清算価額ベース)との異動は以下のとおりである。

(単位：百万円)

項目	金額	備考
平成10年9月30日現在純資産額	477,234	*1
平成10年9月30日から12月16日の利益	43,355	
継続企業の前提による12月16日現在の純資産額	520,589	*2
貸出金等与信関連資産	△3,033,521	
有価証券	△487,500	
金銭の信託	△10,986	
特定取引資産	△1,122	
現金預け金	64	
買入金銭債権	△3,444	
その他資産	△26,540	
動産不動産	△21,465	
債券繰延資産	△270	
その他負債	19,012	
退職給与債務	△1,438	
清算価額への修正額合計	△3,567,210	*3
公告時純資産額	△3,046,621	*4

*1：日債銀が平成10年11月24日に決算短信で公表した計数であり、平成10年11月16日に通知された金融監督庁の検査結果は反映されていない計数である。

今後、日債銀より金融監督庁の検査結果が反映された計数が公表される予定である。

*2：継続企業を前提とした計数であり、9月30日の中間貸借対照表（平成10年11月24日、日債銀公表決算短信ベース）に10月1日から12月16日までの損益を加減算したものである。

*3：株価算定上、継続企業の前提で作成されている数値を清算価額に修正するための計数である。

*4：*2、*3を勘案した結果としての清算価額ベースの純資産額である。

金融再生委員会委員長談話

一 国民銀行について 一

1. 本日、国民銀行より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第1項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれがある」旨の申出を受けた。
2. 金融再生委員会としては、国民銀行からの申出及び同行の資金繰り状況等を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき公認会計士の田知本章氏、弁護士松嶋英機氏及び預金保険機構を同行の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同行に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、国民銀行の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同行は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。

また、資産劣化防止の観点から、本日、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 金融整理管財人に対しては、国民銀行の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同行の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいる所存である。

また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、日本銀行法第38条の規定に基づき、日本銀行より国民銀行の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、国民銀行が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5. このような枠組みの下で、国民銀行の預金、インターバンク取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

平成 11 年 4 月 11 日

金融監督庁長官談話

1. 本日、国民銀行から金融再生委員会に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 68 条第 1 項に基づく申出があり、これを踏まえ、金融再生委員会は、同法第 8 条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。
2. 国民銀行の業務については、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになる。

なお、資産劣化防止の観点から、国民銀行から金融再生委員会への申出と同時に、当庁より同行に対し、銀行法第 26 条に基づく業務改善命令を発出した。国民銀行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
3. 今後とも、当庁としては、我が国金融システムの早期健全化のため、検査、モニタリングの強化と早期是正措置の厳正な運用などの監督権限の適切な行使を通じ、個々の金融機関の経営の健全化を図り、もって預金者等の保護と信用秩序の維持や、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

国民銀行の概要（平成10年9月末現在）

○本店所在地 千代田区内神田2丁目3番4号

○代表者 取締役頭取 小此木幸雄(おこのぎ ゆきお)

○総資産 6,197億円

○預金 5,247億円

○貸出金 4,696億円

○資本金 124億円

○自己資本比率 6.59%（国内基準）

○リスク管理債権 802億円

○店舗数 38店舗

（東京都31、神奈川県4、千葉県1、埼玉県1、山梨県1）

○役員数 793名（うち役員19名）

資料7 - 4 - 24 国民銀行の検査結果について

1. 検査基準日：平成10年9月30日

2. 総資産査定結果

<u>分類</u> （ 分類、 分類及び 分類としない資産）	<u>4,213億円</u>
<u>分類</u> （個別に適切にリスク管理を要する資産）	<u>1,166億円</u>
<u>分類</u> （最終の回収に重大な懸念が存する資産）	<u>247億円</u>
<u>分類</u> （回収不可能又は無価値と判定される資産）	<u>569億円</u>
総資産	6,197億円

3. 自己資本の状況

自己資本額	50億円
要追加償却・引当見込額	▲ 762億円
計	<u>▲ 712億円</u>
含み損益	▲ 65億円
（うち有価証券等	▲ 66億円）

（注）1．要追加償却・引当見込額は、当局査定に当行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

2．億円未満切り捨て。

総資産の査定結果（10年9月期）

（単位：億円）

	分類状況				総資産
当局査定 (a)	4,213	1,166	247	569	6,197
自己査定 (b)	4,699	1,090	407	-	6,197
(a) - (b)	▲ 485	75	▲ 159	569	-

（注）億円未満切り捨て。

* 平成11年4月12日 発表、ホームページ掲載

金融再生委員会委員長談話

一 幸福銀行について 一

1. 昨日、幸福銀行より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第2項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出を受けた。
2. 金融再生委員会としては、幸福銀行からの申出及び同行の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき公認会計士の海原 旦氏、弁護士の高原良扶氏及び預金保険機構を同行の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同行に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、幸福銀行の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同行は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。

また、資産劣化防止の観点から、昨日、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 金融整理管財人に対しては、幸福銀行の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同行の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいらる所存である。

また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、日本銀行法第38条の規定に基づき、日本銀行より幸福銀行の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、幸福銀行が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5. このような枠組みの下で、幸福銀行の預金、インターバンク取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

平成 11 年 5 月 22 日

金融監督庁長官談話

1. 幸福銀行に対しては、当庁の検査結果（基準日：平成10年9月30日）を踏まえた同行の11年3月期末の自己資本比率の水準に鑑み、銀行法第26条第1項及び金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第3項の規定に基づき、去る5月14日、早期是正措置命令を発出し、自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上、当該選択に係る措置を速やかに実施するよう求めてきたところである。
2. これに対し、5月21日、幸福銀行から当庁に対して銀行業の廃止等の措置を選択する旨の報告がなされた。また、同日、同行から金融再生委員会に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第68条第2項に基づく申出があり、これを踏まえ、本日、金融再生委員会は、同法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。
3. 幸福銀行の業務については、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになる。

なお、資産劣化防止の観点から、同行から金融再生委員会への申出と同時に、当庁より同行に対し、銀行法第26条第1項に基づく業務改善命令を発出した。同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 今後とも、当庁としては、我が国金融システムの早期健全化のため、検査、モニタリングの強化と早期是正措置の厳正な運用などの監督権限の適切な行使を通じ、個々の金融機関の経営の健全化を図り、もって預金者等の保護と信用秩序の維持や、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

幸福銀行の概要（平成11年3月末現在）

- 本店所在地 大阪市西区土佐堀1丁目2番37号
- 代表者 取締役社長 穎川徳助(いしかわ とくすけ)
- 総資産 20,928億円
- 預金 18,027億円
- 貸出金 16,052億円
- 資本勘定 23億円（うち資本金 130億円）
- 自己資本比率 単体 0.31%、連結 0.06%
（国内基準）
- 店舗数 128店舗
〔大阪府72、兵庫県15、和歌山県10、奈良県6、三重県4
京都府18、滋賀県1、愛知県1、東京都1〕
- 役員員数 2,142名（うち役員15名）

資料7 - 4 - 27 幸福銀行の検査結果について

1. 検査基準日：平成10年9月30日

2. 総資産査定結果

<u>分類</u> （ <u>分類</u> 、 <u>分類及び</u> <u>分類としない資産</u> ）	<u>1兆 3,794億円</u>
<u>分類</u> （個別に適切にリスク管理を要する資産）	<u>3,961億円</u>
<u>分類</u> （最終の回収に重大な懸念が存する資産）	<u>1,030億円</u>
<u>分類</u> （回収不可能又は無価値と判定される資産）	<u>284億円</u>
総資産	1兆 9,070億円

3. 自己資本の状況

自己資本額	131億円
要追加償却・引当見込額	▲ 596億円
<u>計</u>	<u>▲ 464億円</u>
<u>含み損益</u>	<u>▲ 105億円</u>
（うち有価証券等	▲ 129億円）

（注）1．要追加償却・引当見込額は、当局査定に当行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

2．億円未満切り捨て。

総資産の査定結果（10年9月期）

（単位：億円）

	分 類 状 況				総資産
当 局 査 定 (a)	13,794	3,961	1,030	284	19,070
自 己 査 定 (b)	14,789	3,782	499	0	19,070
(a) - (b)	▲ 994	179	530	284	-

（注）億円未満切り捨て。

* 平成11年5月22日 発表、ホームページ掲載

金融再生委員会委員長談話

— 東京相和銀行について —

1. 昨日、東京相和銀行より、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律（金融再生法）第68条第2項に基づき、「その業務又は財産の状況に照らし預金等の払戻しを停止するおそれが生ずると認められる」旨の申出を受けた。
2. 金融再生委員会としては、東京相和銀行からの申出及び同行の財務状況を踏まえ、本日、金融再生法第8条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分をするとともに、同法第11条に基づき弁護士鈴木誠氏、公認会計士の和食克雄氏及び預金保険機構を同行の金融整理管財人として選任し、併せてこれら金融整理管財人に対し同法第14条に基づき同行に係る業務及び財産の管理に関する計画の作成を命じたところである。
3. 今般の措置により、東京相和銀行の代表権、業務の執行並びに財産の管理・処分権は金融整理管財人に専属することとなり、同行は金融整理管財人の下で、今後上記の業務及び財産の管理に関する計画に従った適切な業務運営に取り組むこととなる。

また、資産劣化防止の観点から、昨日、金融監督庁長官より同行に対し、銀行法第26条に基づく業務改善命令を発したところであり、同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
4. 金融整理管財人に対しては、東京相和銀行の受皿金融機関を極力早期に見い出すことを期待しているが、当委員会としても必要に応じ承継銀行を設立して同行の業務承継を行うなど、預金者等の保護及び信用秩序の維持に万全を期してまいらる所存である。

また、金融整理管財人による管理が終了するまでの間は、日本銀行法第38条の規定に基づき、日本銀行より東京相和銀行の預金払戻し等業務の継続に必要な資金が供給されることとなり、東京相和銀行が受皿金融機関や承継銀行へ営業譲渡等を行う際には、預金保険機構が資金援助を行うこととなっている。

5. このような枠組みの下で、東京相和銀行の預金、インターバンク取引等の負債は全額保護され、期日通り支障なく支払われるとともに、善意かつ健全な借手への融資も継続されることとなっているので、利用者におかれては心配されることなく、冷静な対応をお願いしたい。

平成 11 年 6 月 12 日

金融監督庁長官談話

- 1 . 東京相和銀行に対しては、同行から当庁に報告された自己資本比率の水準に鑑み、銀行法第 26 条第 1 項の規定に基づき、去る 5 月 31 日、早期是正措置命令を発出し、また、6 月 7 日、当庁の検査結果（基準日：平成 10 年 9 月 30 日）を踏まえた 11 年 3 月期決算での対応等について、銀行法第 24 条の規定に基づき、報告を求めてきたところである。
- 2 . これに対し、6 月 11 日、東京相和銀行から当庁に対して 11 年 3 月期決算は大幅な債務超過となる旨の報告がなされた。また、同日、同行から金融再生委員会に対して、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第 68 条第 2 項に基づく申出があり、当該申出及び同行の財務状況を踏まえ、本日、金融再生委員会は、同法第 8 条に基づく金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分等を行った。
- 3 . 東京相和銀行の業務については、金融整理管財人の下、今後も従前通り行われることになる。

なお、資産劣化防止の観点から、同行からの大幅な債務超過となる旨の報告を受け、直ちに、当庁より同行に対し、銀行法第 26 条第 1 項に基づく業務改善命令を発出した。同行においては、この命令を踏まえ、適切な業務運営を行っていくことが求められる。
- 4 . 今後とも、当庁としては、我が国金融システムの早期健全化のため、検査、モニタリングの強化と早期是正措置の厳正な運用などの監督権限の適切な行使を通じ、個々の金融機関の経営の健全化を図り、もって預金者等の保護と信用秩序の維持や、内外の金融市場の安定性確保に万全を期して参りたい。

東京相和銀行の概要（平成11年3月末現在）

- 本店所在地 港区赤坂1丁目6番16号
- 代表者 取締役社長 小島 瑞蓬(こほみづほ)
- 総資産 25,737億円
- 預金 22,894億円
- 貸出金 19,717億円
- 資本勘定 ▲ 1,022億円（うち資本金 763億円）
- 自己資本比率 単体 ▲5.60% 連結 ▲6.04%
（国内基準）
- 店舗数 101店舗
（東京都61、神奈川県14、千葉県12、埼玉県9、山梨県5）
- 役員数 2,182名（うち役員19名）

資料7 - 4 - 30 東京相和銀行の検査結果について

1. 検査基準日：平成10年9月30日

2. 総資産査定結果

<u>分類（ 分類、 分類及び 分類としない資産）</u>	<u>1兆 7,172億円</u>
<u>分類（個別に適切ナリスク管理を要する資産）</u>	<u>3,856億円</u>
<u>分類（最終の回収に重大な懸念が存する資産）</u>	<u>2,266億円</u>
<u>分類（回収不可能又は無価値と判定される資産）</u>	<u>784億円</u>
総資産	2兆 4,078億円

3. 自己資本の状況

自己資本額	624億円
要追加償却・引当見込額	1,814億円
-	<u>▲ 1,189億円</u>
含み損益	▲ 448億円
（うち有価証券）	▲ 341億円）

（注）1．要追加償却・引当見込額は、当局査定に当行の償却・引当基準を適用して算出したもの。

2．億円未満切り捨て。

総資産の査定結果（10年9月期）

（単位：億円）

	分類状況				総資産
当局査定 (a)	17,172	3,856	2,266	784	24,078
自己査定 (b)	19,869	3,561	647	0	24,078
(a) - (b)	▲ 2,696	295	1,618	783	-

（注）億円未満切り捨て。

* 平成11年6月12日 新聞発表、ホームページ掲載